

第1回 道の駅アリストぬまくま 再整備基本計画検討会議

次第

日時：2025 年（令和 7 年）7 月 31 日(木)
10:00～12:00

場所：千年交流館 3F 大会議室

1. 開会

2. 自己紹介 【資料 1】

3. 報告事項

（1）これまでの取組について（基本構想） 【資料 2】

（2）第 3 ステージ応援パッケージについて 【資料 3】

4. 協議事項

（1）今後の進め方について 【資料 4】

（2）その他 【資料 5】

5. 【講演】「道の駅」について 【資料 6】

テーマ：「道の駅」30 年を振り返る

講 師：中国「道の駅」連絡会 足立 司さん

6. 閉会

道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議

区分	所属組織	役職名	名前
有識者	福井工業大学	工学部 教授	下川 勇
	福山市立大学	都市経営学部 准教授	辻 紳一
	株式会社インプリージョン	観光まちづくりプロデューサー	千葉 深香
	中国「道の駅」連絡会	事務局長	浜崎 宏幸
国	国土交通省 中国地方整備局	福山河川国道事務所 副所長	杉原 義和
県	広島県	東部建設事務所 次長	新谷 敏尚
市	福山市	参事（兼）経済環境局長	中津 雅志
	福山市	企画財政局参事	池田 圭次
道の駅駅長 （産直部会）	有限会社アリストぬまくま	代表取締役	西迫 豪志
観光・体験部会	福山市観光コンベンション協会	専務理事	上田 英夫
地元	ぬまトーク		河野 真治
地元	ぬまトーク		佐藤 有香

オブザーバー	国土交通省中国地方整備局	道路部 交通対策課 課長	伊藤 等
	広島県	道路企画課 課長	西川 貴則
	福山市	建設局参与	長津 義幸
	福山市	地域拠点形成推進部参与	建内 宏一
	福山市	文化観光振興部長	村上 美由紀
	福山市	南部地域担当部長	高田 幸恵
	（第3ステージ応援パッケージより）		

事務局	福山市	農林水産振興担当部長	卜部 光央
	福山市	農林水産課長	林 茂晃
	福山市	農林水産課 企画担当次長	徳永 嘉則
	福山市	農林水産課 主事	西田 昇

1. 再整備の方向性

道の駅アリストぬまくまは1996年(平成8年)の開業以来、地域住民を中心に親しまれてきました。再整備にあたっては、道の駅を取り巻く各種環境の変化を捉え、観光需要への対応はもとより、南部地域全体の活性化を牽引する**地域振興の拠点**となる道の駅をめざしていきます。

【道の駅を取り巻く環境の変化】

2025年(令和7年)3月の「**新**未来トンネル」の開通など、道の駅を取り巻く環境が変化をしています。これらの変化は、道の駅が**新たな観光需要に対応し**、地域内外からの来訪者を増やす機会となるものです。

①国・本市の動向による地域振興や観光需要への対応の要請

- ・国により道の駅「第3ステージ」への促進がされ、「**地方創生・観光を加速する拠点**」としての期待が高まっています。
 - ・「**福山市観光振興基本戦略**」の改訂が進められ、道の駅が「**南部地域活性化の拠点**」として位置付けられる予定です。
 - ・「**〔仮称〕地域の拠点づくり戦略**」の策定が進められ、道の駅が「**南部地域の拠点づくりの候補となる事例**」として取り上げられる予定です。
- また、「**陸の道・海の道構想**」の推進に向けて、道の駅の活用を進めること記載される予定です。

②南部地域の現況を踏まえた観光需要増加の可能性

- ・「**新未来トンネルの開通**」により納地区の観光客の道の駅への流入増加が見込まれます。
- ・**納地区の新たな開発動向**による地区全体の観光客数の増加、相乗効果による道の駅への観光客の流入増加が見込まれます。
- ・南部地域全体で**豊富な観光・体験資源**を有しており、道の駅との相互連携が期待されます。

③地元からの観光需要増加への期待

- ・**あり方懇談会**においては、収益性向上等の観点から現状の足元需要の獲得に加え、**観光需要の獲得に期待**する意見が挙げられています。
- ・また、観光需要の獲得に当たっては、「**体験**」や「**アクティビティ**」の要素が**重要**であるという意見が挙げられています。



【再整備の方向性・めざす姿】

道の駅を取り巻く環境の変化を踏まえて、**地域振興と観光振興の両輪で南部地域の持続的な発展に貢献するため**、地域の皆様と共に創り上げていきます。

①地域住民が主体となる「交流・活動拠点」

地域住民同士が自然に交流し、活動できる場を提供することで、地域全体のコミュニティ活性化を図る地域振興の拠点をめざします。地元の文化イベントやワークショップ、地域会議など、住民の自主的な活動や連携を支援する機能を備えます。また、地域の伝統文化の継承や新たな文化創造を促進するプログラムなどを展開し、地域への愛着と誇りを育む地域振興の拠点をめざします。

②「地域の魅力」を最大限に引き出す拠点

南部地域全体の産業・観光・地域振興の拠点として、地域の豊富な観光・体験資源を活かし、訪れる人々に新たな発見や体験を提供する場をめざします。また、観光客のみならず、地元のリーダーにも魅力を感じてもらえるような、多様な機能とサービスを備えた施設をめざします。

③持続可能な「地域経済」の一助となる施設

持続可能な地域経済の発展に寄与する施設として、地元の産業や農業を支えると共に、新たな観光需要を取り込むことで地域全体の経済活性化に貢献します。また、地元の特産品の販売促進や新商品の開発、観光客向けの多様なイベントや体験プログラムを通じて、地域の経済基盤を強化します。

④環境に配慮した「安心・快適」な施設

環境に配慮した持続可能な運営をめざし、訪れる人々に安心・快適な施設を提供します。また、老朽化した施設のリニューアルにより、最新の設備やインフラを整備し、エコな取り組みを進めることで、訪れる人々にとって快適で過ごしやすい空間を提供します。

2. コンセプト・ターゲット

「南部地域の拠点」をめざす新たな道の駅のあり方を体現したコンセプト・ターゲットを設定します。
【コンセプト】

タイケン、ハッケン、極上ぬまくま
～ひと(生産者・消費者)・もの(産業)・こと(体験)を育む福山市の南の玄関口～

【ターゲット】

足元需要：南部地域から訪れる地元の利用者を指し、基本構想では道の駅から車で20分圏内の利用者と定義します。

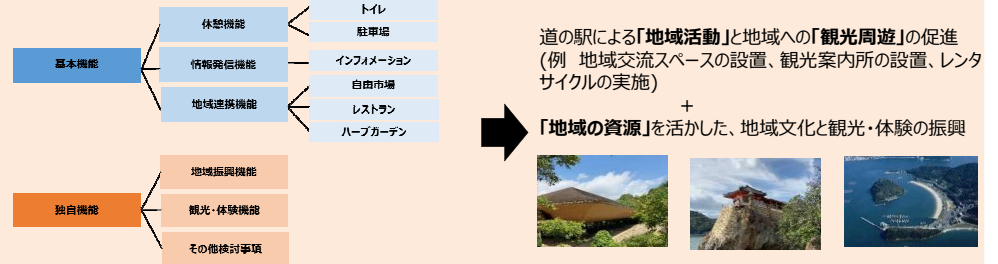
観光需要：市外・県外も含む地元外の利用者を指し、基本構想では道の駅から車で20分圏外の利用者と定義します。

➡ 再整備に際しては、足元需要の継続的な獲得に加えて、インバウンドも含めた「**観光需要**」の獲得も重視していきます。

3. 機能

道の駅の基本的な機能(休憩機能/情報発信機能/地域連携機能)に加えて、独自の機能として「**地域振興機能**」や「**観光・体験機能**」を付与し、地域と一体となった取り組みを実現していきます。

※ 設置機能の最終決定及び具体化は「基本計画」内で行います。



4. 今後の予定

2029年度(令和11年度)のリニューアルオープンをめざし、今後も再整備に向けた取り組みを進めていきます。2025年度(令和7年度)は策定された「基本構想」に基づき、「**基本計画**」の策定を行い再整備に向けた具体化を進めます。

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
基本構想策定						
基本計画策定						
実施設計						
建設工事						
リニューアル オープン						

【今後の検討事項】

- ・機能の決定
- ・施設配置
- ・施設規模
- ・官民連携のあり方・手法の検討
- ・概算事業費
- ・事業スケジュール

【概要】

- 「道の駅」第3ステージとは、『「道の駅」単体からまちぐるみの戦略的な取組へ』を目指す姿として、「まち」と「道の駅」が一体で戦略的に連携してコンセプトの実現を成し遂げる取組です。『「道の駅」第3ステージ応援パッケージ』では、こうしたまちぐるみの取組を進めようとする「道の駅」を重点的に支援します。

【募集対象】

- 第3ステージ施策の推進に資するリニューアル※に取り組む「道の駅」を対象とします。

※ 第3ステージ実現のための機能・サービス等の向上に資する施設整備や改築等を目的とするものを対象とし、単なる施設改修のみのものは対象外です。



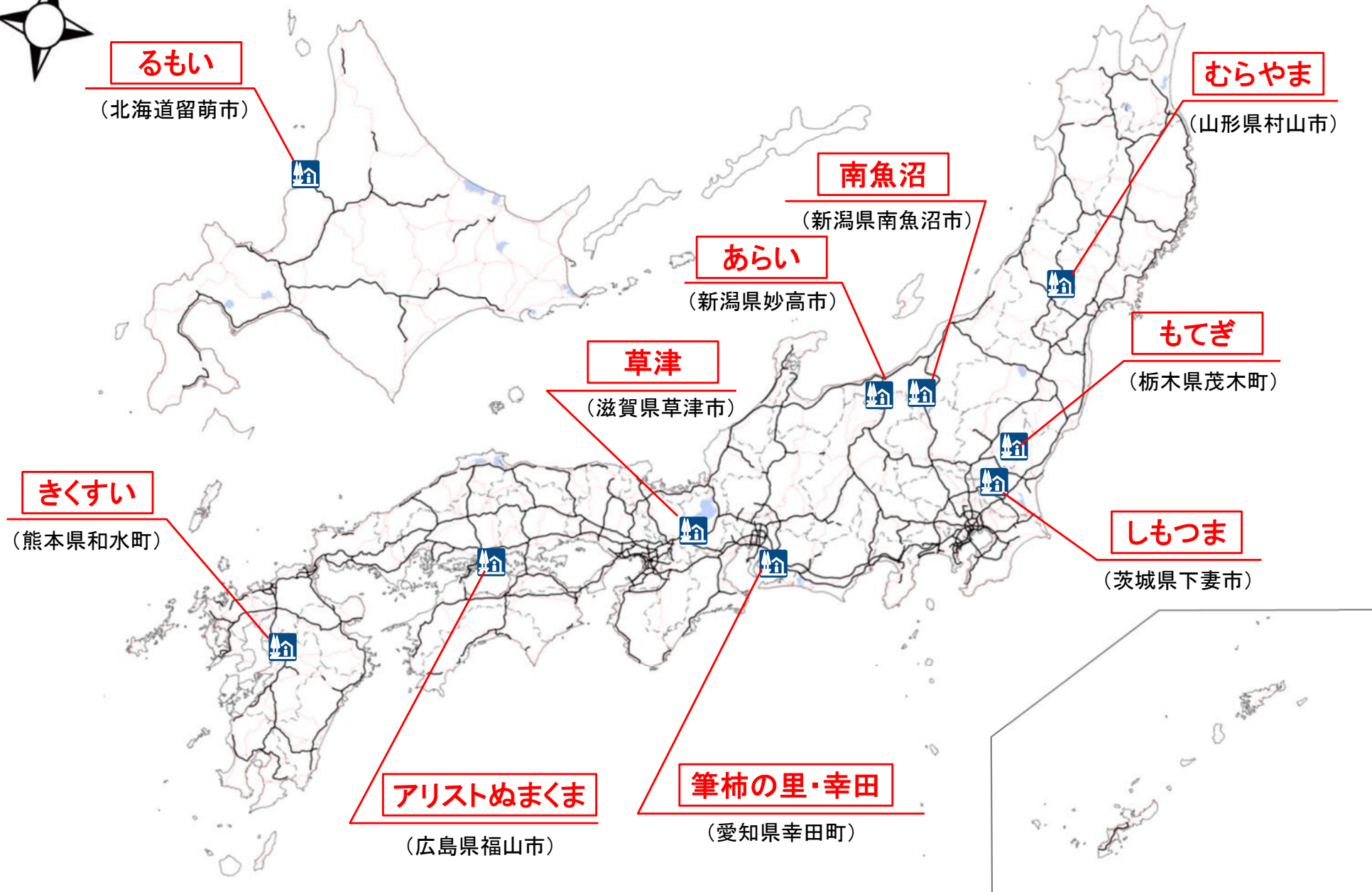
【要件】

- 応募にあたり首長と駅長の連名で『「道の駅」第3ステージ推進計画』を地方整備局等経由で提出すること。
- 当該計画には、以下の内容を記載すること。
 - ― まちの目標・目指すべき姿、および、その中における「道の駅」の役割
 - ― 想定する具体的な取組内容
 - ― 実現のための連携体制

【支援内容】 ※各現場の希望に応じて組合せ

- 選定された「道の駅」に対しては、国道事務所等が窓口となって、関係省庁や派遣アドバイザーとの連携により、3箇年（令和7年度から令和9年度を想定）の間、以下の支援をします。
 - ― 重点的な予算配分
 - ― 柔軟な制度活用のノウハウ提供
 - ― 行政・「道の駅」・地元による議論のコーディネート
 - ― まちと道の駅の共通コンセプト立案
 - ― 顧客データ分析
 - ― マーケティング手法による経営戦略の立案
 - ― 具体的取組への意見・提案

選定箇所一覧

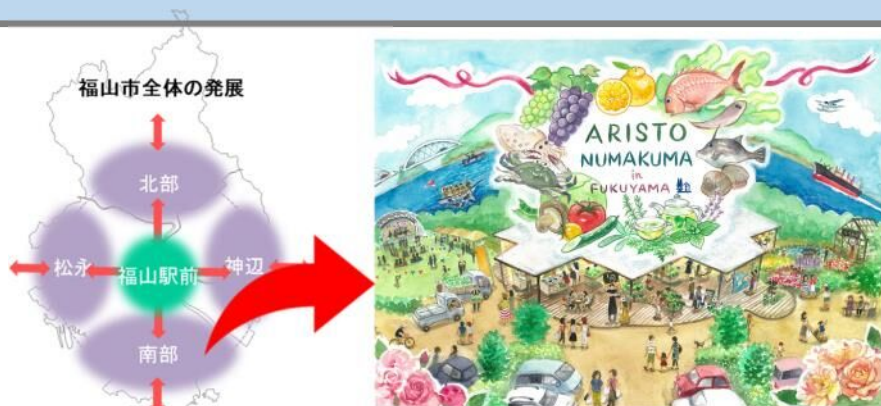


①道の駅「アリストぬまくま」

②広島県福山市

- 本市は、福山駅周辺の再生から地域の魅力創出へ軸足を移し、南部エリア(鞆の浦、沼隈等)の観光振興を強化。南部エリアでは、今年度末の鞆未来トンネル開通に併せて、南部地域の豊かな資源を陸と海でつなぐ「陸の道・海の道構想」の実現に向け、観光振興の取組を本格化させる。
- 道の駅「アリストぬまくま」は、「陸の道」を構成する重要な施設として、地域の魅力を発信し、南部エリアの観光や体験の全てがわかる拠点となり、観光客を魅了し、地域経済の発展に貢献していくことを目指す。インバウンド観光客にも対応し、多言語対応の案内やサービスを充実させることで、国内外から訪れる人々に地域の魅力を存分に伝え、満足度を高める。
- 上記を達成するためには、産学官金一体となって連携し取り組むことが重要。令和6年7月に関係者からなる『道の駅アリストぬまくまあり方懇談会』を立ち上げ、魅力的な南部エリアの拠点となるようまちぐるみで取組を進めている。

「まち」の目標・目指すべき姿



- 鞆の浦を中心とした観光地と地元特産品を活用し、観光客の増加を通じて地域経済の活性化を目指す。
- 地域住民の生活の質向上と地域全体の魅力向上を図り、持続可能な観光地を目指す。
- 地域の歴史や文化を尊重しつつ、未来志向の新しい観光資源を創出し、国内外からの観光客を惹きつける魅力的なまちづくりを推進する。
- 福山駅周辺の再生から地域の魅力創出へ軸足を移し、鞆・沼隈地域の観光振興を強化。南部エリアでは、今年度末の鞆未来トンネル開通に併せて、南部地域の豊かな資源を陸と海でつなぐ「陸の道・海の道構想」の実現に向け、観光振興の取組を本格化させる。

上位計画等との関係

- 本市は「福山みらい創造ビジョン」に基づき、2021年度から2025年度までの基本計画を策定し、国内外からの観光客を魅了する都市を目指している。道の駅「アリストぬまくま」は、このビジョンの実現に向けた重要な拠点となる。
- 2022年3月に策定された「福山市観光振興基本戦略」に基づき、観光資源の磨き上げと新たな観光ルートの形成を進める。道の駅「アリストぬまくま」は、この戦略の一環として、観光資源の発信と観光客の誘致を推進する拠点として機能する。

「道の駅」の役割



- 「陸の道」を構成する重要な施設として、福山市中心部から鞆、阿伏兎観音、尾道を結ぶ南部の周遊ルートの拠点として機能。
- 南部エリアの観光や体験の全てがわかる拠点機能を担い、多言語対応の案内やサービスを充実させ、国内外から訪れる人々に地域の魅力を存分に伝え、満足度を高める。
- 地元の特産品や文化を提供する場として、地域経済の活性化に寄与。特産品の販売や地元食材を使用した飲食店の運営を通じて、地域内外からの経済流入を促進する。
- 観光客の滞在時間を延ばし、地域内の周遊を促進するための情報発信と体験プログラムの提供を行う。体験型観光プログラムの開発により、観光客が地域を深く体験し、再訪を促進する。

駅名	都道府県	設置者	路線	種別	設置年度
アリストぬまくま	広島県	福山市	県道 鞆松永線	一体型	平成7年度

①道の駅「アリストぬまくま」

②広島県福山市

具体的な取組内容

現況の課題

- 南部地域の拠点として魅力を伝えるためには、国内外の観光客を受け入れる体制や多言語対応が不足している。また、令和7年3月鞆未来トンネル開通予定であり来訪者の増加が想定され、多様なニーズへの対応や手狭で利用しづらい施設の見直しが急務となっている。
- 地元特産品として、新鮮な地魚や沼隈ぶどう等魅力的な商品が多く有るが、販売スペースやプロモーションが不足しており、これらの改善が必要。
- 南部地域へ訪れる観光客は、滞在時間が短く周遊性、リピート客も少ない、南部地域の魅力発信機能の改善が必要であり、体験機能を拡充やサイクリストへの情報提供等改善を図る。



ワークショップ



料理講習会



ハーブの種苗講習会

- 多言語対応の案内やサービスの充実、大型バスの受け入れ体制を強化、トイレの改修、これらにより、観光客数の増加と地域経済の活性化が期待される。
- 地元の特産品販売エリアや観光情報発信コーナーの拡充、休憩スペースの充実、飲食店やカフェの新設。これにより、観光客の満足度が向上し、リピーターの増加が期待される。
- 地元資源を活用した体験プログラム(料理教室、伝統工芸ワークショップなど)の開発やサイクリストへの情報提供などにより、観光客の滞在時間を延ばし、地域内の周遊を促進。

活用を想定している事業制度

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
[内閣府](令和7～10年度)

まちぐるみの連携体制

多様な関係者が参画し連携



○福山市(部局間が連携し、「道の駅」を支援)

- 観光振興部門 (地域資源の磨き上げ、イベント企画)
- 地域拠点形成部門 (地域拠点の整備)
- 交通部門 (交通アクセス改善)

各担当が連携

○施設運営者 「道の駅」の管理運営を担当し、施設の運営と観光情報の提供関係者と連携し、道の駅を活性化

○道路管理者 鞆未来トンネルの整備と道路の維持管理を担当。

○地域の関係団体 観光協会、商工会、JA、地元企業、漁協、銀行、住民団体が協力し、地域全体で観光振興と地域経済の活性化を推進。

取組項目	R7	R8	R9	R10	R11～
基本計画策定	→				
企画立案	→	→	→		
設計		→			
工事			→	→	
リニューアルオープン					→

4.協議事項 | (1) 今後の進め方について

資料 4

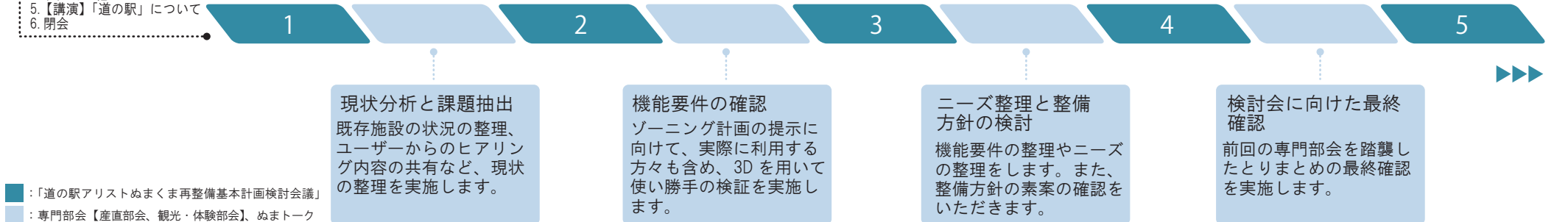
★スケジュール (案)

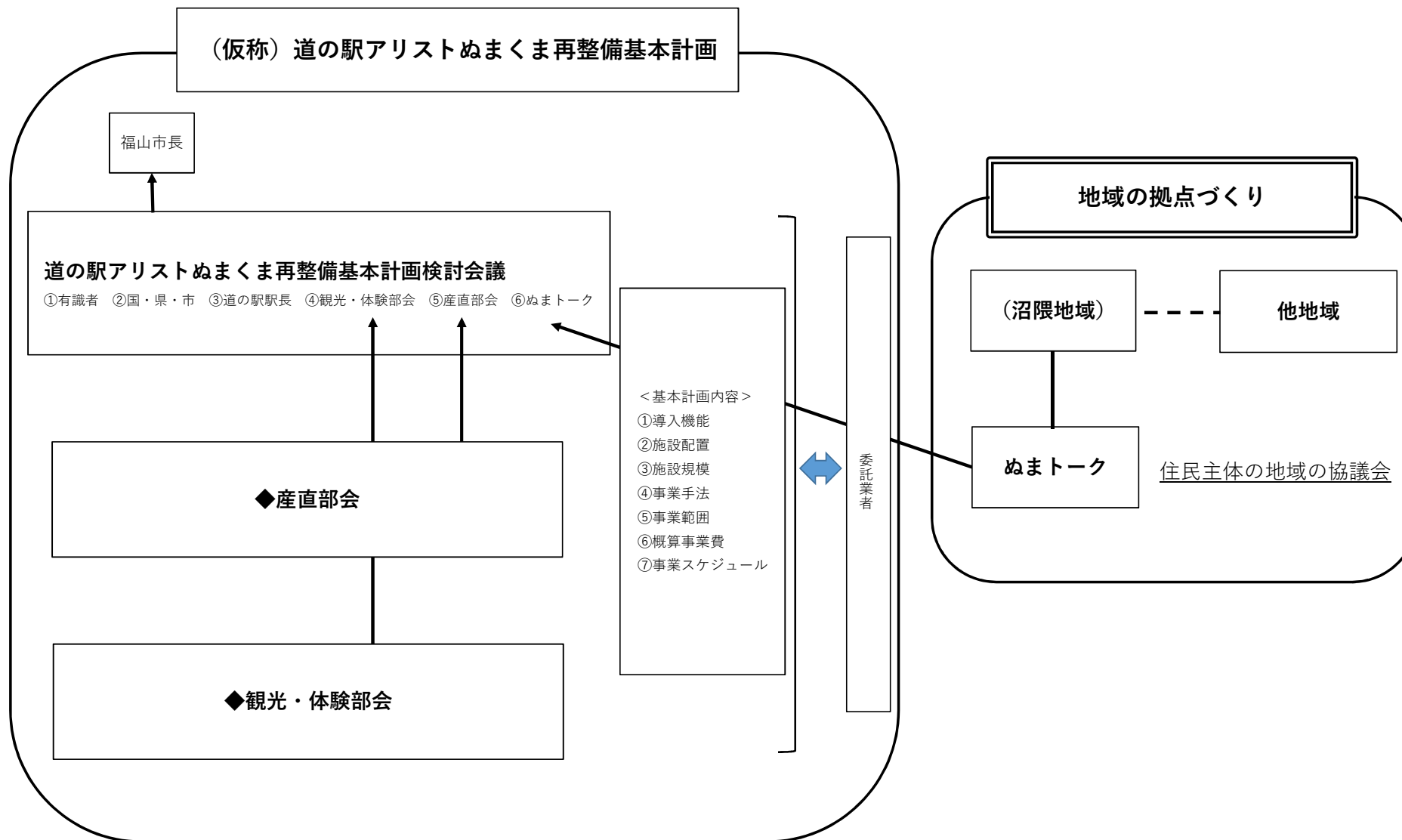
	2025 7	8	9	10	11	12	2026 1	2	業務工期 3
道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議	①	②	③	④			⑤		
産直部会		●	●	●		●			
観光・体験部会		●	●	●		●			
ぬまトーク	●	●	●	(●)	基本計画 素案提出				

・検討会議の各回の目標 (案)

第1回道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議 (7月)

- 次第
1. 開会
 2. 自己紹介
 3. 報告事項
 - (1) これまでの取組について (基本構想)
 - (2) 第3ステージ応援パッケージについて
 4. 協議事項
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) その他
 5. 【講演】「道の駅」について
 6. 閉会





専門部会

区分	所属組織	役職名	名前
産直部会	福山市立大学	都市経営学部 准教授	辻 紳一
	有限会社アリストぬまくま	代表取締役	西迫 豪志
	(自由市場より)	道の駅部門 主任	岩森 一博
	千年漁業協同組合	組合長	占部 勝巳
	田島漁業協同組合	組合長	兼田 敏信
	横島漁業協同組合	組合長	渡辺 洋次郎
	J A 福山市		
	沼隈内海商工会	会長	藤原 勝彦
	出荷組合 (自由市場)		

区分	所属組織	役職名	名前
観光・体験部会	福井工業大学	工学部 教授	下川 勇
	株式会社インブリージョン	観光まちづくりプロデューサー	千葉 深香
	福山市観光コンベンション協会	専務理事	上田 英夫
	広島県東部観光推進協議会	会長	秦 啓介
	沼隈町観光協会	会長	三谷 陽一郎
	内海町観光協会	会長	兼田 行登
	福山まるごと体験推進協議会	事務局長	渡辺 洋次郎
	経済環境局 文化観光振興部	部長	村上 美由紀
		観光戦略課長	住吉 俊樹

道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道の駅アリストぬまくま（以下「道の駅」という。）の再整備基本計画策定に向けて、学識経験者等から幅広く意見を聴取することを目的として、道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次に掲げる事項について市長に意見を述べるものとする。

- (1) 道の駅の基本計画に関する具体的な事項
- (2) その他道の駅の再整備に関して必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 道の駅に関する学識経験者
- (2) 行政機関の者
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 会議は、第2条の所掌事項を達成するにあたり、必要に応じて専門部会を設置することができる。

4 専門部会の構成及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は所掌事項が終了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員がやむを得ない事情により出席できない場合は、該当委員は、当該委員の所属団体に所属する者から、代理人を選任し、出席させることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、経済環境局経済部農林水産課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月26日から施行する。

道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議産直部会運営要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）設置要綱第3条第3項に基づき、産直部会の構成及び運営に関する事項を定める。

(構成)

第2条 産直部会は、市長が指名する者で構成する。

2 部会の委員は、検討会議の委員のほか、必要に応じて市長が指名する外部の専門家や関係者を含むことができる。

(所掌事項)

第3条 産直部会は、道の駅内の物販について意見を述べるものとする。

(運営)

第4条 部会の会議は、市長が招集する。

2 部会の会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 部会の会議の出席にあたっては、報償費は支給しない。

(報告)

第5条 事務局は、その会議の内容を適宜検討会議に報告し、検討会議での意見聴取に供する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、経済環境局経済部農林水産課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月26日から施行する。

道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議観光・体験部会運営要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、道の駅アリストぬまくま再整備基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）設置要綱第3条第3項に基づき、観光・体験部会の構成及び運営に関する事項を定める。

(構成)

第2条 観光・体験部会は、市長が指名する者で構成する。

2 部会の委員は、検討会議の委員のほか、必要に応じて市長が指名する外部の専門家や関係者を含むことができる。

(所掌事項)

第3条 観光・体験部会は、道の駅に関する具体的な観光振興施策および体験コンテンツについて意見を述べるものとする。

(運営)

第4条 部会の会議は、市長が招集する。

2 部会の会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 部会の会議の出席にあたっては、報償費は支給しない。

(報告)

第5条 事務局は、その会議の内容を適宜検討会議に報告し、検討会議での意見聴取に供する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、経済環境局経済部農林水産課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月26日から施行する。

ぬまトーク

区分	所属	名前
地元部門	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科（准教授）	宮前 良平
	沼隈神楽団（団長）※2024車座トーク参加者	河野 真治
	ともにみらいソウゾウ室※2024車座トーク参加者	佐藤 有香
	つねいし日和※2024車座トーク参加者	井上 裕樹
	沼隈町観光協会※2024車座トーク参加者	藤田 恭輔
	有限会社あぶと観光汽船あぶと本館（店長）※2024車座トーク参加者	野草 吉弘
	沼隈内海商工会（青年部副部長）※2024車座トーク参加者	高野 憲治
	有限会社アリストぬまくま（代表取締役社長）※2024車座トーク参加者	西迫 豪志
	平家谷おばちゃんガイド（代表）	上田 政美
	能登原まちづくり推進委員会（推薦）	毛利 祐規
	能登原まちづくり推進委員会（推薦）	寺岡 尚文
	千年地区まちづくり推進委員会（推薦）	高野 竜行
	千年地区まちづくり推進委員会（推薦）	平井 みどり
	常石ともにまちづくり推進委員会（推薦）	梶原 祐爾
	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場（理事）	渡辺 博愛
	社会医療法人社団 沼南会 ※沼隈病院	藤井 義弘
	広島県立沼南高等学校（教頭）	藤井 京子
	広島県立沼隈特別支援学校（校長）	福田 智子
	福山市立想青学園PTA（会長）	河野 行紀
	福山市立山南小学校PTA（会長）	細井 陽介
	沼隈図書館（館長）	藤原 かほる
	中央図書館（館長）	延近 久恵
	ツネイシホールディングス株式会社	濱田 博之

4.協議事項 | (2)その他 | 敷地について(現状)



★敷地・施設概要

【敷地】

- 駐車場(大型3台、小型68台)
3,245㎡
- 多目的広場
3,000㎡

【施設】

- 道の駅アリストぬまくま(駅舎)
S | 1F | 182.40㎡ | 1996年
- 福山市沼隈産地形成促進施設
(自由市場)
W | 2F | 234.90 ㎡ + 92.75㎡ | 1999年
- 福山市沼隈新農産業体験実習館
(レストラン・ハーブ温室・ハーブ園)
S | 1F | 341.00㎡ | 1996年
- その他(ステージ)

★敷地課題

図中紫字で記載

★その他

- 沼隈図書館が隣接

★検討事項

- 敷地の面積が限られており、駐車場が不足している。
- 対面道路からの視認性が良好ではない。
- 南部地域、周辺施設との連携。
- 観光・体験に向けたコンテンツの充実。

「道の駅」30年を振り返る

(1) 中国「道の駅」連絡会 の 役割

(2) 道と駅(驛)の歴史

(3) 「道の駅」の誕生と成り立ち

(4) 「道の駅」の目的と機能

(5) まとめ

資料－1 中国「道の駅」連絡会 規約
中国「道の駅」に関する組織体制

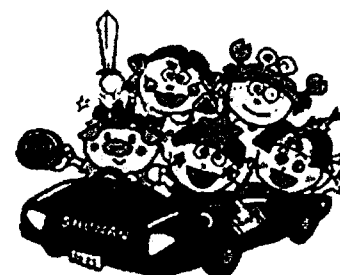
資料－2 「道の駅」に関する提言
平成5年1月18日 「道の駅」懇談会

資料－3 「道の駅」登録・案内要綱

別冊 「道の駅」30年を振り返る
令和6年度中国「道の駅」連絡会研修会 報告書

別紙 マナー啓発のチラシ

中国「道の駅」連絡会



中国「道の駅」連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、中国「道の駅」連絡会（以下「連絡会」という。）という。

(目 的)

第2条 連絡会は、「道の駅」の相互の連携を図ることにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 一 「道の駅」相互の連携、協力に関すること。
- 二 「道の駅」の広報に関すること。
- 三 その他、連絡会の目的達成のために必要なこと。

(会 員)

第4条 連絡会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、中国地方の「道の駅」設置者とする。
- 3 連絡会の主旨に賛同するものを賛助会員とする。

中 略

この規約は、特定非営利活動法人中国・地域づくりハウスから一般社団法人中国建設弘済会への事務引き継ぎが完了した日からとする。

(令和3年11月1日)

附 則

この規約は、令和6年5月21日から適用する。

【事務局長】

役職名	備考
【一般社団法人 中国建設弘済会】 専務理事	



中国「道の駅」に関する組織体制

令和7年4月現在



国土交通省

【管理運営者】

◆主な役割

- *「道の駅」サービス、質の向上を検討
- *各「道の駅」の連携と情報共有

中国「道の駅」駅長等交流会

※R4年1月
設立

会 長：岡山県道の駅「鯉が窪」駅長 水上真一
事務局：岡山県道の駅「笠岡ベイファーム」駅長 池田博之

山口県 「道の駅」 交流会	広島県 「道の駅」 交流会	岡山県 「道の駅」 交流会	島根県 「道の駅」 交流会	鳥取県 「道の駅」 ネットワ ーク
H26年6月 24日設置	H27年12月 2日設置	H26年4月 24日設置	H24年6月 21日設置	H20年 7月 14日設置

構成員：各「道の駅」の駅長、支配人等

会 長：各県毎「道の駅」駅長、支配人等から選出

※「道の駅」の連携強化・質の向上を目指し、各県駅長
会の代表者からなる組織

【設置者】

◆主な役割

- *「道の駅」活動の方向付け
- *各「道の駅」の連携と情報共有

(一社)全国道の駅連絡会

H24年12月17日設置

構成員：各ブロック連絡会の構成員 事務局：(一財)日本みち研究所 内
組 織：各ブロック代表者による「代表者会議」、「事務局長連絡会議」をおく

中国「道の駅」連絡会

H5年8月4日設置

会 長：広島県 庄原市長 八谷 恭介
正会員：中国地方「道の駅」設置者 賛助会員：連絡会の趣旨に賛同するもの
オブザーバー：道路管理者(国・県)
事務局：一社 中国建設弘済会
組 織：各県代表による「役員会」、事務担当の「事務局会議」をおく

5県代表者会(中国「道の駅」連絡会 役員会)

各県版「道の駅」連絡会

岡山県「道の駅」 市町村長連絡会 会長：笠岡市長	広島県 「道の駅」連絡会 会長：庄原市長	鳥取県 「道の駅」連絡会 会長：北栄町長	島根県 「道の駅」連絡会 会長：大田市長	山口県 「道の駅」連絡会 会長：周南市長
H26年2月18日設置	H26年10月2日設置	H27年1月29日設置	H26年10月2日設置	H30年2月20日設置
構成員：各県毎「道の駅」設置者 道路管理者(国・県) 事務局：設置者、道路管理者(国・県)				

連携
支援

【行政】

◆主な役割

- *「道の駅」登録時における審査
- *「道の駅」基本機能の向上について検討

各県「道の駅」推進部会(あり方会)

山口県 幹線道路協議会 「道の駅」推進部会	広島県 幹線道路協議会 「道の駅」推進部会	岡山県 幹線道路協議会 「道の駅」推進部会	島根県 幹線道路協議会 「道の駅」推進部会	鳥取県 幹線道路協議会 「道の駅」推進部会
H24年10月23日設置	H24年11月5日設置	H24年10月17日設置	H24年10月25日設置	H24年11月13日設置

構成員：各県の道路管理部門、中国地方整備局(道路部・各事務所)、「道の駅」設置者
※「道の駅」の登録時の審査とあわせ、「道の駅」の基本機能・質の向上を検討

【行政】

◆主な役割 *重点「道の駅」に対する支援強化

中国地方の「道の駅」関係省庁連絡会議

H26年11月11日設置

構成員：中国四国農政局、中国経済産業局、
中国運輸局、中国地方整備局

※各県担当者の方も参加

※各道の駅と調整を行う個別会議と全体会議で構成

II. 「道の駅」に関する提言

「道の駅」に関する提言

～個性豊かなにぎわいの場づくり～

平成5年1月18日 「道の駅」懇談会

◇内 容◇

まえがき

1. 「道の駅」の基本的考え方

① 「道の駅」の共通コンセプト

② 「道の駅」づくり

- ・施設構成
- ・設置位置
- ・整備主体
- ・景観計画
- ・交通安全上の配慮

③ 「道の駅」でのサービス

④ 地域間の連携

⑤ 案内の充実

2. より魅力的な「道の駅」とするための工夫

次ページの「まえがき」以降（色付き部分）は、1993（平成5）年1月に当時の「道の駅」懇談会が取りまとめた、「道の駅」に関する提言を全文再録したもの（原文のまま）である。

まえがき

これまで道路整備は、円滑な交通、いわば「ながれ」に重点を置いて進められてきたが、その一方で、駐車や休憩といった「たまり」の機能については、大きく立ち遅れた状況にある。今後、長距離トリップが増大し、女性や高齢者ドライバーも増加するなかで、快適な「たまり」空間の整備を進めていくことが必要であり、建設省においては、平成3年度より交通安全施設等整備事業において、新たに一般道路の休憩施設の整備に取り組んでいる。

一方、この休憩施設と市町村等の整備する各種の地域振興施設とを一体化し、サービスの高度化、多様化を図り、これを「道の駅」と呼んで地域情報の発信基地としようとする試みが、いくつかの地域で行われている。

地域の特性を活かした休憩施設を整備し、地域振興と交流の核とすることは、活力ある地域づくり、安全で快適な道づくりを推進していく上で貴重な発想である。平成4年6月に建設大臣に提出された道路審議会建議においても、道路を「社会空間」としてとらえ、道路と様々な社会活動との係わり等により深く着目し、既存の行政の枠組みを越えた複合的な取組みが求められている。中でも休憩施設については、沿道の地域振興施設と連携し、「道の駅」として、地域振興と交流の核としつつ、サービスの高度化、多機能化を図るとされている。

本懇談会は、このような新しいタイプの複合多機能型施設「道の駅」の意義及びあり方について検討を行った結果を提言としてとりまとめた。今後、道路事業において休憩施設の整備が本格的に展開されていくにあたって、この提言の趣旨を活かし、利用者に愛され、地域の誇りとなる「道の駅」づくりが進められることを望むものである。

「道の駅」は従来の道路行政の枠組みにとどまらない、道路利用者と地域を結ぶ社会空間としての新しい概念であり、本提言はそのコンセプトづくりの第一歩である。「道の駅」は地域の創意工夫により、社会のニーズの変化に対応して変化・発展していくべきものであり、本提言内容についても逐次見直していく必要がある。本懇談会はそのような過程を経ながら、「道の駅」の時々々のニーズに応えつつ地域に根づき、成長していくことを願っている。

1. 「道の駅」の基本的考え方

①「道の駅」の共通コンセプト

一般道路には、「ながれ」を支える「たまり」機能として、道路利用者がいつでも、自由に休憩し、清潔なトイレを利用できる快適な休憩施設が求められている（休憩機能）。

一方、地域においては、人と人、人と地域の交流により、地域が持つ魅力を知ってもらい、地域振興を図れるよう、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する場が求められている（情報交流機能）。この両方の機能を備えた施設を整備し、「道の駅」と呼んで広く道路利用者と地域の接点とし、にぎわいの場とすることは、道路利用者へのサービスの向上の面からも、また地域振興の面からも極めて効果的である。

第1章 「道の駅」の誕生と成り立ち

さらに、地域が一体となって「道の駅」をつくるとともに、地域と地域が道を軸として協力するなど、地域内及び地域間の連携の場となることも期待される。「道の駅」を契機とする広域的な連携と交流により、活力ある地域づくりが促進されることとなる（地域の連携機能）。

これらの機能を担う施設は、駐車場・トイレ・案内所等の基本的なものから、公園・宿泊施設・歴史的博物館といった高度なものまで、地域の状況に応じた個性豊かなものとなる「道の駅」づくりにあたっては、地域の主体的な創意工夫が不可欠であり、地域と道路管理者との協力が重要である。

これらをまとめると「道の駅」の共通コンセプトは次のように考えられる。

.....
: 休憩・情報交流・地域連携の機能をもった、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場 :
.....

今後、道路管理者が休憩施設を設置する場合は、できるだけ地域と協力し「道の駅」としていくことが望ましい。

②「道の駅」づくり

〈施設構成〉

「道の駅」は各種の地域振興施設と道路管理者の設置する休憩施設を複合化した施設であり、駐車場・トイレ・案内所・電話等の基本的施設に加え、地域の歴史・産物等の情報を提供し、個性豊かなにぎわいの場となるよう、地域の主体的な創意工夫により多様なサービスを提供する施設が付加される。

利用者の立場から考えると、基本的な施設に関しては、次の要件を備える必要がある。

- ・駐車場には、休憩に立ち寄る人の利用に十分なスペースを確保すること。
- ・トイレは、十分な容量を確保するとともに、女性・年少者・高齢者・身障者など、様々な人の使い易さに配慮すること。
- ・案内所（又は案内コーナー）には、道路地図・案内板・電話等に加え、各「道の駅」の特性に応じて多様な情報提供施設を整備すること。
- ・これらの基本的施設は一体的に利用が可能なよう適切に配置されていること。

〈設置位置〉

「道の駅」は、地域の意向に基づく地域振興の施設でもあるため、間隔を定めて設置する性格のものではないが、休憩施設としての利用しやすさや駅相互の機能分担の観点から広域的な視点での構想づくりが望まれる。また、アクセス道路や案内標識を整備した上で、主要な幹線道路から引き込んだ位置に設置することも考えられる。

〈整備主体〉

地域の玄関となる重要な公共施設であり、その整備は地域を代表する市町村・公益法人等と道路管理者が一体となって行う必要がある。この場合、整備に関する役割分担は次ページの表のよ

うに考えられる。

考えられる施設 ^{*1} と整備主体		
機能区分	整備主体	市町村・公益法人等
休憩機能	駐車場、休憩所 トイレ、園地	第2駐車場 ^{*2} 、トイレ、公園、 レストラン、休憩所、宿泊施設
情報交流機能	道路情報提供施設	電話、FAX、各種通信施設、 案内所、地域情報提供施設、 物産館、郷土資料館、美術館、 イベント広場、交流ホール・ 会議室

*1：現在考えられる施設の例。この他にも地域の特性に応じ様々な工夫が考えられる。

*2：必要に応じて第2駐車場を設ける。

〈景観計画〉

「道の駅」は走行中の運転者のアイストップとなり、地域の個性を表現する場となるため、景観計画が特に重要である。利用者にうるおいや安らぎを与えるよう、豊かな植栽と落ち着いた色調や素材を用いて、上品な風格ある空間づくりを目指すことが望ましい。

特に景勝地にあっては、周辺の自然景観との調和に留意し、地域の優れた景観を損なうことのないよう、修景方法を十分に検討する必要がある。

〈交通安全上の配慮〉

「道の駅」への安全で円滑な出入りを確保するため、付近の交差点や近隣施設の出入口にも配慮して施設を計画するとともに、必要に応じ出入口に右折車線等の付加車線を設置することが望ましい。

③「道の駅」でのサービス

「道の駅」はいつでも立ち寄ってひと休みでき、困った時に必要な情報が得られる安心と信頼の拠点であるとともに、利用者と地域の接点として交流の核となる施設である。このため、「道の駅」では次のサービスが確保される必要がある。

- ・駐車場、トイレ及び地図、電話等は24時間利用可能であること。
 - ・案内所（又は案内コーナー）には、原則として幅広い情報を提供できる駅員（案内員）を配置し、地域に関する偏りのない親切な情報提供がなされること。
 - ・駅全体が快適に、特にトイレが清潔に保たれていること。
- 利用者の安心へのニーズにこたえるため、救急機関・医療機関・警察・自動車修理工場との連絡体制を充実させることが望ましい。

また、常にあたたかく心のこもったサービスが提供できるよう、道路管理者の協力のもとに、地域振興施設の管理者である市町村等が駅全体の日常的な維持管理を行うことが望ましい。

④地域間の連携

「道の駅」の機能と魅力を高めるためには、個々の駅が独自に努力するだけでなく、道を軸として駅が連携し、機能を補完し合うことが不可欠である。また、企画・経営内容の改善、サービス水準の向上等のためにも、駅の計画から運営に至るすべての段階での駅相互の情報交流や共同講習・研修等はきわめて有用である。この地域間の連携のため、各「道の駅」の関係者による連絡会など、ノウハウのネットワークの存在は大きな魅力と安心感を与えるものとなる。

⑤案内の充実

「道の駅」の整備効果を高めるためには、より多くの人に存在を知ってもらい、利用者がスムーズに立ち寄れるよう、「道の駅」の案内の充実を図ることが重要である。

その際、利用者にわかりやすいものとするため、「道の駅」の共通コンセプトに合致する施設を登録し、道路管理者が相互に協力して案内板を設置し、道路地図へも掲載するなど統一的に案内する仕組みを整備する必要がある。

なお、市町村等の整備する地域振興施設単独であっても、必要な機能を備え、施設管理者の賛同が得られる場合は、「道の駅」として連携することが望ましい。

「道の駅」の案内板デザインは、利用者に分かりやすく親しみやすいものとする必要がある。本懇談会において一般公募し、多くの応募作品の中から優秀と認められた作品をもとに考案したものが別紙の図である。これに標識としての実用性等の観点から必要な修正を加えた上で、「道の駅」の案内標識等として活用することが望ましい。



2. より魅力的な「道の駅」とするための工夫

「道の駅」は、訪れる人と地域の接点であり、うるおいと安らぎを与えるとともに、地域の顔として、個性的で魅力あるものとするのが望まれる。このためには、休憩施設の基本的要素以外は地域の自主性に委ねることが基本であり、地域の主体的な創意工夫が不可欠である。

様々な工夫の視点としては、次のようなものが考えられる。

(a) 「道の駅」の計画・整備

・「道の駅」の整備にあたっては、将来の「道の駅」の成長・発展及び周辺の土地利用の変化を念頭に置いて計画することが望ましい。また、先行的あるいは試行的に整備した施設の利用状況をみながら、道路利用者のニーズや地域住民の意向を十分に取り入れ、逐次より魅力的な施設を目指していくことが有効な方法である。

・「道の駅」を地域に住む人の利用にも配慮した利便施設、あるいは地域を訪れる人の目的地となるような魅力ある施設とすることも考えられる。

・役場・公民館等の核となる公的施設に賦課する形での展開も考えられる。

・「道の駅」及びその周辺の看板等の設置にあたっては、景観に十分配慮し全体として質の高い情報空間が形成されることが望ましい。

・施設の計画にあたっては、より魅力的なものとするために、地域の創意工夫を活かしつつ、必

要に応じて駅舎のデザインヒントを公募する等、豊富な経験を持つ専門家に協力を求めることも考えられる。

(b) 休憩のための施設

- ・シャワーや仮眠施設・宿泊施設の併設も考えられる。
- ・地域のおいしい食べ物を提供するレストランの設置が望まれる。
- ・公園や簡単な運動機器を設置して、体をほぐす施設が望まれる。
- ・ベビールーム・ベビーベッドあるいは、子供用洗面台等のような乳幼児のための施設が望まれる。
- ・有料トイレまたはチップトイレを検討することも考えられる。
- ・ゴミの種別によるゴミ箱のマーク・色・形等の統一及びごみのリサイクルに関する検討を行うことが望ましい。
- ・バスとバス、あるいは自家用車とバス等各種乗り物の乗り換え拠点としての活用も考えられる。

(c) 地域のための各種施設

- ・品物を販売する場合は、「道の駅」の特色が鮮明になるよう、地域の特産品を中心とした販売が望ましい。
- ・レンタルサイクルによる周辺観光の基地、あるいは雪国では雪を活かしたレジャーのベースキャンプ等、地域の特性に応じた有効活用を考えることが望ましい。
- ・将来の余暇時間の増大や就労形態等ライフスタイルの変化に応じて、リゾートオフィス等としても機能できるよう、映像を含めたマルチメディア対応の施設導入を検討することも考えられる。

この他、次のような様々な施設が挙げられる。

- ・住民票程度が取れる役場の出張所機能
- ・郵便局、銀行等金融機関のキャッシュディスペンサーの設置
- ・ポスト
- ・温泉の設置

また、「道の駅」を活用し、地域の活性化を一層進めるため、次のような催し物等が考えられる。

- ・フリーマーケットやリサイクル展
- ・通行手形の発行
- ・駅伝
- ・スタンプ
- ・朝市

(d) 運営管理

「道の駅」が地域の顔として地域の心を伝えるためには、施設整備だけでなく運営においても地域住民の積極的な参画を求めることが望ましい。特に高齢者の知識・経験や女性の感性を生かすため、これらの人々の計画・管理・運営への参加を求めることが望ましい。

「道の駅」には、きめ細かな管理と気くばりが必要であり、熱意のある駅長を置くことが望まれる。また、駅長に女性を積極的に登用する等も考えられる。

道路利用者に地域の状況や話題等の情報を提供する「道の駅」の職員は、地域の案内にも詳しい優れた人材を配置することが望まれる。また、公衆のほか経験交流等による研修の充実も考えられる。

第1章 「道の駅」の誕生と成り立ち

(e) 「道の駅」の案内

- ・それぞれの「道の駅」の特長等を掲載した「道の駅MAP」を発行し、広く一般の人に知ってもらうことが重要である。
- ・各「道の駅」では、隣り合う駅あるいは一連の路線の駅等に関する詳しい案内・情報提供ができるよう工夫することが望ましい。

以上が「提言」の再録である。

「道の駅」登録・案内要綱

平成 ５ 年 ２ 月 ２ ３ 日 制 定

平成 1 4 年 ３ 月 ２ ９ 日 一部変更

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日 一部変更

令和 ７ 年 ２ 月 ７ 日 最終改定

(目的)

- １．この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

（「道の駅」の基本コンセプト）

- ２．本要綱において、「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、基本として次に掲げるサービス等を備える施設をいう。

<設置位置>

- イ．休憩施設としての利用しやすさや、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること

<施設構成>

- ロ．休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること
- ハ．利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナー（以下「案内・サービス施設」という。）が備わっていること
- ニ．子育て応援施設として、乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペース（以下「ベビーコーナー」という。）が備わっていること

< 提供サービス >

ホ. 駐車場・便所・ベビーコーナー・通信環境は24時間利用可能であること

< 設置者 >

ヘ. 案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）であること

なお、案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること

< 配慮事項 >

ト. 女性・年少者・高齢者・身障者・妊婦や乳幼児連れなど様々な人の使いやすさに配慮されていること

チ. 施設計画は景観に十分配慮し、特に景勝地にあつては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること

（登録の申請）

3. 前条の「道の駅」の基本コンセプトに適合する施設の案内・サービス施設の設置者（以下「申請者」という。）は、当該施設を「道の駅」として登録申請することができる。この場合、申請者は登録申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、当該施設の近傍の一般国道又は都道府県道の道路管理者を経由し、これを道路局長に提出するものとする。

イ. 申請に係わる施設の位置図及び配置図

ロ. 申請者が市町村でない場合にあっては、市町村に代わり得る公的な団体であることを証する資料

ハ. 施設の存する都道府県の関係する道路管理者が当該施設を「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとして推薦することを証する資料

ただし、当該施設の一部が道路管理者が休憩施設として設ける

駐車場である場合にあっては、道路管理者との協力体制が整っていることを証する資料

二．事業計画等供用開始の予定を明らかにする資料

ただし、既に供用中の場合にあっては、その旨を示す資料

（登録証の交付等）

4．道路局長は、申請にもとづき、登録簿に登録し、申請者に登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

（供用開始の届け出）

5．「道の駅」の登録を受けた者（以下「道の駅」登録者という。）は、施設を供用する1か月以上前に道路局長に届け出るものとする。

（別記第1号様式）

（登録内容の変更の届け出）

6．「道の駅」登録者は、登録申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときは、遅滞なく道路局長に届け出なければならない。

（別記第1号様式）

（登録取り消しの申請）

7．「道の駅」登録者は、登録の取り消しを願い出る場合にあっては、その1か月以上前に道路局長に申請するものとする。

（別記第3号様式）

（「道の駅」の案内）

8．（1）「道の駅」の設置者は、右図に示す標章を用いて施設の案内を行うとともに、登録証を施設内に見やすいように掲示するものとする。



（2）道路局長は、「道の駅」の登録及び供用の状況等に関し、道路利用者への広報に努めるとともに、関係道路管理者に通知し、標章を用いた「道の駅」の案内用に協力を求めるものとする。

(遵守義務)

9. 「道の駅」設置者は、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならない。

イ. 施設全体、特に便所について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと

ロ. 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること

ハ. 施設の従業員や案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上につとめること

ニ. 全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること

(登録の取り消し)

10. 道路局長は、登録された「道の駅」が内容の変更により2の各号に該当しないと認められるに至った場合、7の申請があった場合、または「道の駅」登録者が9の義務を遵守せず、「道の駅」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことができる。

(「道の駅」登録後の要綱変更の扱い)

11. 登録された「道の駅」が登録後の要綱の変更により、2の各号に該当しないと認められるに至った場合は、リニューアル等の機会をとらえて要綱への適合をはかるものとする。